

令和7年8月27日

アセットオーナー・プリンシプルの受入れ表明について

東京実業企業年金基金

当基金は加入者様・受給者様（受益者等）の最善の利益を勘案し、皆様の大切な年金資産を運用する責任を果たす上で有用と考えられる「アセットオーナー・プリンシプル（2024年8月28日内閣官房策定）」の趣旨に賛同し、その受け入れを表明します。

なお、本プリンシプルに掲げる1～5の原則に対する当基金の取り組みは以下の通りです。

（上段：アセットオーナー・プリンシプルに掲げる原則 下段：当基金の取り組み）

原則1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

（基金の取り組み）

当基金は、基金規約に規定した給付を将来に亘り確実に行うことが加入者・事業主等受益者（以下「受益者等という。」）の最善の利益と考えます。受益者等への給付を確保するため、運用目標及び政策的資産構成割合を含む運用方針を定め、長期的観点から、安全かつ効率的に年金資産の運用を行います。

また、運用環境等に変化があった場合は、「資産運用委員会」にて議論を行った上で資産運用配分の見直しを行う等、適切に対応しています。

原則2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

（基金の取り組み）

当基金は、専門委員会として「資産運用委員会」を設置し、資産運用に関する検討・議論及び運用受託機関等の評価などを行うこととしております。また、毎四半期及び必要が生じる都度、運用受託機関から運用状況報告、運用体制の報告、経済環境に対する運用機関の見解などを聴取するとともに、ディスカッションにより当基金の運用方針に対する運用受託機関の理解がより深まるよう努めます。

原則 3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

（基金の取組み）

当基金における運用方針、運用委託先の選定・見直しについては、資産運用委員会において実施する運用受託機関への適切なヒアリング結果を踏まえ、あらゆる角度から検討しかつ、外部コンサルティングの意見を仰ぎ、決定した方針等を理事会、代議員会へ上程の上、議論を経て最終決定をしています。なお、運用委託先の選定等に際しては、適切に利益相反管理を行います。

原則 4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

（基金の取組み）

当基金は、「基金だより」を受益者等全員に送付し、また、ホームページで情報を発信しています。「基金だより」では前年度の決算報告や資産運用結果、次年度の予算や財政予想を掲載し、最新の資産運用状況も報告しています。ホームページでは随時最新情報を更新し発信しています。

原則 5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

（基金の取組み）

当基金は、企業年金連合会における「企業年金スチュワードシップ推進協議会」に参加することにより、協働モニタリング活動を通じ投資先企業の企業価値向上に寄与し、中長期的な投資リターン拡大に取り組みます。